選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める意見書

平均初婚年齢が30歳前後の現代において、婚姻前に個人名で信用・実績・資産を築く人が増加する中、改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や、法的根拠のない旧姓の使用で不利益や混乱が生じる例は多く、その弊害を避けるため、婚姻を諦める人や事実婚を選択する人が一定数存在しています。

我が国が批准する女子差別撤廃条約においても、夫婦に対して姓を選択できる同一の個人的権利を確保することが求められ、同条約に基づき設置された女子差別撤廃委員会からも、再三にわたり夫婦同姓を強制する現行制度を改正するように勧告されています。

最高裁判所は、平成27年12月に続き令和3年6月の判決においても、民法の夫婦同姓規定を合憲と判断した一方、制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄であるとしています。

令和4年7月にインターネットを活用して20歳~59歳の働く男女を対象に実施した民間調査結果において、選択的夫婦別姓制度の導入を容認する回答の割合は64.0%になり、中でも女性では70.2%に上っています。

また、地方議会からの国に対する同制度の導入や審議を求める意見書もさらに増加しており、民間調査結果によると、本年3月28日時点で362件に上っており、夫婦別姓を選択する自由を求める声が全国的に広がっていることは明らかであります。

よって、政府及び国会におかれましては、家族の在り方が多様化する昨今、婚姻前の姓を選択できないことが婚姻の支障になっている現状を一刻も早く解消するため、選択的夫婦別姓制度を早期に実現されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月18日

尾 道 市 議 会

関係行政庁あて